

イベント、お祭り等に露店等を出店される関係者の皆さんへ

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する場所で
火気等を取扱う場合には、消防署への届出と消火器の準備が必要です。

青森地域広域事務組合火災予防条例

施行日 平成 26 年 8 月 1 日



主催者・露店
開設者等の義務と
なります。



■火気等を取扱う露店等に消火器の準備
業務用消火器を露店等ごとに準備して
ください。 条例第 28 条～第 32 条



■火気等を取扱う露店等は「露店等開設届出書」の提出
露店等を開設する区域を管轄する消防署に提出してください。
主催者が取りまとめるとスムーズです。 条例第 83 条*1

*1 近親者のみのバーベキューや幼稚園行事でのもちつき大会など、参加者同士、面識のあるイベントは除きます。(届出の対象外です。)

《火気等を取扱う器具に該当するもの》

- ◇ 気体燃料を使用する器具 (ガスコンロ・ガストーブなど)
- ◇ 液体燃料を使用する器具 (発電機・石油ストーブなど)
- ◇ 固体燃料を使用する器具 (薪ストーブ・炭コンロなど)
- ◇ 電気を熱源とする器具 (電気コンロ・電気ストーブなど)



《火災予防上の注意》

・火気等を取扱う器具の注意点

- 火気等を取扱う周辺には、燃えやすいものを置かない。
- 火気等を取扱う器具等を設置する台は、不燃性 (金属以外*2) のものを使用する。
- 電気器具を使用する時は、コードリールをすべて伸ばして使用する。

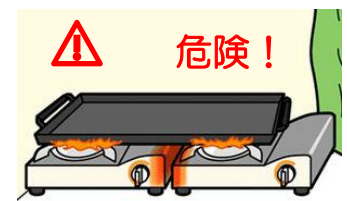
*2 底面通気を図る等、直接熱が伝わらない措置が講じられている場合を除く。

・ガソリンを取扱う際の注意点

- ガソリンは専用容器で貯蔵し、高温になるところや直射日光を避け通気性のよい場所に保管する。
(温度が上がると容器内の圧力が高まり、使用する際に吹き出すおそれがあります。)
- 容器の蓋は、人混みを避けて、圧力調整ねじを緩めて圧抜きをしてから開ける。
- 開店前に給油を済ませて、開店中の給油は極力避ける。

・ガスボンベを取扱う際の注意点

- ボンベは、直射日光のあたる場所、火気の近くに設置しない。
- ホースの接続部は、ホースバンドを取り付ける。
- カセットボンベを火気の近くなど、高温になる場所に保管しない。
- カセットコンロのボンベが高温となるような使用はしない。



消防本部予防課	中央消防署	東消防署	浪岡消防署	平内消防署
TEL017-775-0853	TEL017-775-0855	TEL017-741-0613	TEL0172-62-3119	017-755-3119